

就学援助申請書 兼 同意書

船橋市教育委員会 へ

学校提出日：令和 年 月 日

申請者(保護者)	現住所		令和3年1月1日現在の住民登録地(現住所と異なる場合)			
	船橋市					
	フリガナ		電話	携帯 TEL	—	—
	氏名(自署)			自宅 TEL	—	—
私は下記「同意項目」すべてに同意し、下記対象児童について就学援助を申請します。 なお、就学援助が認定された場合、下記口座を振込先に指定します。						
金融機関名		支店コード	口座番号		種別	口座名義人(カタカナで記入)
銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店			普通	
※記載した口座情報と同一の通帳コピーを本書裏側にのり付けしてください。 (金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カタカナ)、が記載されているページ)					※普通口座のみ指定可	

対象児童・生徒	在籍学校名	学校			
	学年・組	フリガナ		生年月日	
		児童・生徒氏名			
	年 組			平成 年 月 日	
	年 組			平成 年 月 日	
年 組			平成 年 月 日		

氏名	続柄	生年月日	職業・学校・学年	居住状況	別居の理由
上記申請者(保護者)	本人	昭・平・令 年 月 日			
	妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		同居・別居	
	妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		同居・別居	
	妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		同居・別居	
	妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		同居・別居	
	妻・夫 父・母 子・()	昭・平・令 年 月 日		同居・別居	
上記家族内に、令和3年1月1日時点で他市区町村にいた場合には、該当する対象者に○を付けてください。			該当なし・本人・妻・夫・父・母・子・その他()		

申請理由

該当する [] に [✓] をしてください。[該当項目全て]

生活保護世帯である。

船橋市における児童扶養手当(ひとり親家庭等への手当)が支給されている。

船橋市における児童扶養手当を現在申請中である。

上記に該当せず、経済的な理由で児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難である。

申請理由③

収入状況

上記【申請理由③】に該当する方は、[] に [✓] をしてください。[該当項目全て] ※1人でも該当する場合

給与収入のみで年末調整されている

確定申告又は住民税の申告をしている(申告書提出先: _____)

これから確定申告又は住民税の申告を行う(令和 年 月 頃予定)

令和3年1月2日以降に転入している

生計を一にしている者が、令和3年1月1日時点で市外に在住している(単身赴任等)

日本国外で収入がある

※添付書類が必要

※家計急変により、令和3年中の収入により審査を希望する場合は、申請前にご相談ください。

備考

※ 上記「収入状況」欄で「※添付書類が必要」の項目に✓を付けた場合の必要な書類(該当する方の分のみ)については、裏面下部の注意事項をご確認ください。なお、当初申請時の添付資料の提出期限は、令和3年6月22日まで(申請書は5月12日まで)が期限となります。

同意項目

- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が認定審査のために私及び私と同居、生計を一にする者の課税状況、生活保護及び児童扶養手当の受給・資格喪失状況、学籍簿、住民基本台帳等を調査することに同意します。
- ◆ 私は、船橋市教育委員会（学務課）が就学援助の認定、喪失、支給、その他必要な情報等について船橋市教育委員会各課、生活支援課、児童家庭課、保育認定課、地域福祉課、地域保健課及びその他庁内外関係機関と相互に情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、本申請書に記載した口座と添付した通帳コピーの内容が異なっていた場合、通帳コピーの口座に支払うことに同意します。また、就学援助認定世帯等を対象とした給付金等の支給等があるときは、就学援助の指定口座を使用する場合があることにあわせて同意します。
- ◆ 私は、就学援助の認定、喪失、変更、支給、返還金状況、その他必要な情報等について、在籍する学校と情報共有することに同意します。
- ◆ 私は、就学援助費の費用の報告について学校長に委任することに同意します。また、船橋市教育委員会（学務課）が必要と判断した場合には、就学援助の受領、支給、返還に関して学校長に委任することに同意し、就学援助費を学校徴収金の未納分等に充当することにあわせて同意します。
- ◆ 私は就学援助受給資格を喪失した際には、相当額を返還することに同意します。

の り し ろ

- ◎ ここに就学援助振込先口座の通帳のコピーを添付してください。
（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カタカナ）が記載されているページ）
※インターネットバンキング等で通帳のコピーがない場合は、キャッシュカードのコピーでも結構です。

【注意事項】

- ◆ **本申請書 兼 同意書の当初申請期限は5 / 1 2までとなります。【当初認定最終期日】**
※5月12日以降に申請された場合は、原則申請日（学校に提出した日）の属する月からとなります。
例）5月13日に学校に申請書を提出⇒5月から就学援助の対象
※その他学校から指定された期日がある場合には、可能な限りその期日までに提出してください。
- ◆ 就学援助制度の申請は、「**令和3年度（令和2年分）の収入申告**」が必要です。
収入の有無に関わらず申告が済んでいない場合は、審査できませんので、必ずご申告ください。
- ◆ 世帯又は同居家族内に、以下①②に該当する方がいる場合には、令和3年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得可能な「**令和3年度市県民税課税証明書（令和2年分の収入）**」を**6 / 2 2までに学校に提出してください**
※「令和3年度市県民税課税証明書」は6月上旬頃から各市において取得可能です。
①「**令和3年1月2日以降に船橋市へ転入された方**」
②「**船橋市に住民登録がない方（単身赴任等）**」
- ◆ 日本国外での収入がある場合には、令和2年1月～12月分の国外での収入がわかる書類をご提出ください。
- ◆ 各ご世帯等の状況により、その他追加書類が必要となる可能性があります。
詳細については、学校配布の「**就学援助制度のお知らせ**」又はホームページをご確認ください。